

『農用地区域除外申出書』を提出予定のみなさまへ

「農業振興地域制度」は優良農用地の確保や保全を目的にして設けられており、「農用地区域」からの除外基準も法定化されています。そのため、除外を希望する場合はいくつかの基準を守っていただく必要があります。以下の項目を確認していただき、必要に応じて手続き・調整等を行なった上で、申出書を提出してください。基準に当てはまらない場合は除外ができないこともあります。

	確認項目	補足	確認先等
1	除外する面積は通常必要とされる最小限の規模の面積ですか。	あきらかに過大な面積の除外・転用計画は認められません。	—
2	1筆の一部を除外する場合、分筆についても計画していますか。	除外後の農地転用が、農地法第5条の許可による所有権移転等を伴う場合、分筆されないと所有権移転等の登記ができません。	—
3	都市計画法線引区域内の農地の場合、建築する建物等について必要な調整はなされていますか。	特に住宅等を建築する場合事前調整が必要となりますが、調整の見通しがいい場合は認められません。	都市計画課
4	除外後速やかに農地転用する計画はありますか。	除外後確実に転用することが必要であるため、転用時期不明あるいは数年後の場合は認められません。	—
5	申出地（農用地区域）以外の土地で代替できる土地はありますか。	白地（農用地区域外）等でも当該転用計画を実施できる土地がある場合、認められません。	—
6	申出地は、可能な限り一団の農用地の周辺部にありますか。	一団の中心部を除外することは周囲の農用地への影響が大きいいため、認められないことがあります。	農業課
7	農用地の集団化、農作業の効率化、その他農業上の効率的な利用に支障を及ぼすおそれはありませんか。	除外により周辺農家の営農に支障（例：高性能農業機械での営農ができなくなる等）が大きい場合、認められないことがあります。	農業課
8	担い手等の利用権設定（農地の貸借）の対象地ではありませんか。	申出地を別の農家が借りて耕作している場合、耕作者の了解（合意解約等）が求められます。	土地所有者または農業委員会
9	除外によりため池や排水路、農業用排水施設、農道等の土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれはありませんか。	既存の施設に影響がある場合、元の機能を損なうことのないように配慮（用排水路の付替工事など）を求められる場合があります。	土地改良区または農業課
10	国や県の直轄または補助による土地改良事業実施地区内の農地であれば、工事完了公告後の翌年から起算して8年間経過していますか。	8年間経過していない場合は、原則として認められません。	土地改良区
11	中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度の事業実施地ではありませんか。	補助事業実施地の場合、事業に基づく手続きが必要となり、地域の了解も必要となります。	土地所有者または農業課、協定代表者
12	自立施工侵入防止柵事業（鳥獣害防止フェンス）の受益地に該当していませんか。	受益地に該当する場合、防止柵事業に基づく手続きが必要となる場合があります。	農業課

※ 申出の内容によっては、上記事項以外にも手続きや調整等を求めることがあります。